

定 款 の 変 更

I. 変更の趣旨

当協会の事業目的である「大学経営の改革」の継続を期して再出発を図るため、定款の変更（①組織名称、②役員数）を行う。

II. 変更の内容

1. 名称（第1条）

設立時点からの時間的経過を考慮し、現行の「特定非営利活動法人 21世紀大学経営協会」を「特定非営利活動法人 大学経営協会」と改称する。

2. 役員の種類及び定数（第13条）

会員数の現状及び責任の明確化を考慮し、①役員数は「理事は5名以上（現行10名以上）、監事は1名以上2名以内（現行1名以上3名以内）」とし、②理事のうち現行では必置の専務理事及び常務理事は必要に応じて選任するため「理事のうち1名を理事長、さらに必要に応じて若干名を副理事長、専務理事及び常務理事とする。」と変更する。

（参考）法定上の必要役員数は、理事3名、監事1名。

以上

定款一部変更(新旧比較)

現 行	改 定 (案)
<p>第1章 総則 (名 称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人<u>21世紀大学 経営協会</u>という。</p> <p>第3章 役員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事は<u>10名以上</u>とする (2) 監事は1名以上<u>3名以内</u>とする。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、<u>1名以上2名以内</u>を副理事長、 1名を専務理事、1名以上を常務理事とする。</p>	<p>第1章 総則 (名 称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人<u>大学経営協会</u>という。</p> <p>第3章 役員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事は<u>5名以上</u>とする (2) 監事は1名以上<u>2名以内</u>とする。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、さらに必要に応じて <u>若干名</u>を副理事長、専務理事及び常務理事とする。</p>